



【発行日】2018年（平成30年）12月1日

【編集発行】大阪経済大学 経営学部 経営・ビジネス法情報センター
〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8 TEL.(06)6328-2431（代表）

【編集長】田畑 嘉洋（経営学部 ビジネス法学科 専任講師）

情報セキュリティと企業法務

経営学部 ビジネス法学科 准教授
金子 啓子（かねこ けいこ）

みなさんは、ビジネス法学科ジャーナルになぜ情報セキュリティの記事？と疑問に思われるかもしれません。筆者は、民間企業で、企業法務を約20年担当した後、約16年、個人情報保護法や情報セキュリティマネジメントに携わってきました。今や、企業法務は法律マターだけでなく、企業が直面するリスク全般について、時には対策やガバナンス体制の整備を促し、事故が発生すればその対応を指揮する広い意味でのリスクマネジメントを担うことが多くなりました。実際にIT機器やネットワークの対策を行うのは情報システム部門の方々ですが、経営者の説得、関係会社も含めた、ITを利用する一般の職場へのガバナンスなど、リスクマネジメントや内部統制の立場で引張っていくことが必要になっていくことが多くなっています。

1. 情報セキュリティとは？

情報セキュリティとは、情報や情報システム機器・ネットワークなどが、①使えなくなったり、②改ざんや勝手な設定変更がされたり、③情報が勝手に開示されたり漏れいしたり、ということがないようにする、ということです。例えば、Webサイトを載せているWebサーバが、いわゆるハッカーによってダウンさせられたり（①の例）、改ざんされたり（②の例）、登録した個人情報が流出したり（③の例）、といった情報セキュリティ事故が起こらないように対策を行うということになります。

情報セキュリティ事故は、このように会社の外部のインターネットから攻撃するものもありますが、会社の中の人々が、勝手に情報を持ち出したり、過失によってパソコンを盗まれたり、サーバのアクセス設定を誤って誰でもアクセスできるようになっていたといった、社内の故意、過失によるものが件数としては多いです。例えば、2017年に発生した個人情報

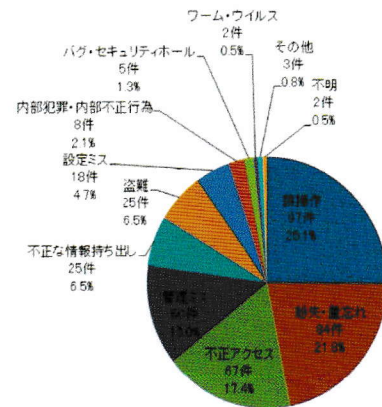


図1 原因別事故件数

CONTENTS

P.1~3	▼ 情報セキュリティと企業法務	経営学部ビジネス法学科 准教授 金子啓子
P.4	▼ 新任教員の紹介	
P.5	▼ 経営・ビジネス法情報センター研究会 / 【コラム】成年年齢の引下げ	
P.6~7	▼ 書評	経営学部3年 岩波駿樹・経営学部3年 亀山大樹
P.8	▼ 平成30年度「経営と法の融合」講義のご案内	

流出事故は 386 件でしたが、原因別にみると誤操作、紛失・置忘れ、管理ミス、不正な持出など、内部要因が大半であり、外部からの不正アクセスやワーム・ウイルスによるものは約 18%です¹。しかし、1 件当たりの漏えい件数は、不正アクセスによるものが上位 5 位までを占めています。

外部からの攻撃は意図を持っており、情報セキュリティ対策の弱いところを探して攻撃してくるので被害が大きい、と言えます。

2. サイバー攻撃の変遷

外部のインターネットから、「ハッキング」や不正アクセスを行ったり、ワーム・ウイルスなどのマルウェアを送込むことによる攻撃をサイバー攻撃と言いますが、これにも変遷があります。元々、「ハッカー」には、コンピュータに対する深い知識と高度な技術を賞賛する意味が含まれていました。1990 年代から 2000 年前後までの初期の頃は、自分の技術力を顕示する目的で、情報システムやネットワークの弱いところを見つけ騒ぎを起こす、自己顕示目的や愉快犯的な攻撃が主流でした。“I love you ウィルス”とあって、題名が「I Love you」、本文は「kindly check the attached LOVELETTER coming from me」とあり、添付ファイルを開くとマルウェアに感染してパソコン内の様々なファイルがマルウェアで上書きされ使えなくなる、といういたずらのような迷惑な攻撃がありましたがこれが典型でしょう。しかし、今やインターネットは社会インフラとなり、事故の影響も大きくなりました。金銭目的で情報を暗号化し脅迫するランサムウェアや、ターゲットを決めて、騙しのテクニック(ソーシャルエンジニアリングといいます)も使いながら個人情報や技術情報などの価値のある情報を盗みに来る標的型攻撃がその例です。外国の国家が背景にいると思われる攻撃も多くあり、社会インフラである発電所のネットワークに対する攻撃もあります。今や情報セキュリティは、国家防衛、テロ対策としての意味合いも持つようになっています。また、攻撃用のツールが取引されているので、昔と違って技術力がなくても、攻撃できるようになりました。

従って、攻撃者より早くソフトウェアやネットワークの弱点を見つけ、攻撃を検知し、対策を取るために、高度なコンピュータ技術を有する人材、いわゆるホワイトハッカーの育成が必要になっています。

3. ティーンは天才!? でも人生を誤らないために。

皆さんは DVD をご存知でしょうか? TSUTAYA などのビデオレンタルで映画などを借りたときに、プラスチックの円盤に記録されているのを見たことがあると思います。それが DVD です。1996 年、家庭用の DVD プレーヤーが発売開始されましたが、1999 年、大事件が起きました。映画会社に DVD を出してもらうために DVD にはコピープロテクションがかかっていますが、それを解読し、迂回するソフトウェアが何者かによって公開されたのです。

調べてみると、ノルウェーの 15 歳の少年が、Linux で DVD を見るために開発したことがわかりました。すぐに映画会社が訴え、警察当局も動き、と、アクションが取られました。その技術力に驚かされたものでした。

1970 年代前には無線機、1980 年以降はパソコン少年、と、ティーンの技術への好奇心とチャレンジは時代が変わっても同じで、それは良いことだと思います。好きだからこそ一所懸命にチャレンジして開発できたり技術が進化するわけです。でも、それでハッキングを行うのは犯罪です。人生を棒に振ってはいけません。

日本でも、中高生がネットワークに不正アクセスする事案は複数発生しています。2016 年佐賀県で 17 歳の無職の少年が学校教育ネットワークに侵入し、成績情報を含む大量の個人情報を盗み出した事件は有名です。

¹ 日本ネットワークセキュリティ協会「【速報版】2017 年情報セキュリティインシデントに関する調査報告書」2018 年 6 月 13 日
<https://www.jnsa.org/result/incident/>

中には推測しやすいパスワードなど管理側のセキュリティの甘さもある事案もありますが、他人の ID、パスワードを利用してアクセスすること自体が不正アクセス禁止法で禁止されている犯罪で、3 年以下の懲役または百万円以下の罰金となります。

「インターネットは匿名の世界なので見つからないだろう」などと思っていると大きな間違いです。インターネット上の通信は辿ることができます。犯罪に該当する以上、警察が動くことができます。警察には「サイバーフォース」という技術部隊があり、高いデジタルフォレンジック力を持っています。軽い気持ちで試したのにある日突然警察が来る、ということが十分あります。

誰かに教えてもらった ID/PW や推測しやすい ID/PW でアクセスするなどは、全く技術力と無関係な犯罪です。前述のように攻撃用のツールが取引されていますが、それを使って攻撃することも高い技術力は不要なため、「スクリプトを使うことしかできないお子さま」という意味で「スクリプトキディ」という蔑称がついています。それらは腕試しとは言えません。

本当に腕試しがしたいなら、もっと、健全な場を探しましょう。Web 上には、ハッキング練習サイトや検定サイトがあります。学校によっては部活があり、そこにはサンドボックスが準備されているかもしれません。地域によってはセキュリティ勉強会のようなところで、他のホワイトハッカーを目指してチャレンジしている人々とどのように(何を対象に)「練習」しているか、などの情報交換もできるかもしれません。また、日本ネットワークセキュリティ協会は毎年日本最大のセキュリティコンテスト(ハッキングと防御の腕を競う場)である「SECCON」を開催していますが、初心者のために「SECCON BEGGINERS」を各地で開催しています。

前述の通り、ホワイトハッカーの育成が必要とされ、政府もサイバーセキュリティ戦略で人材育成方針を打ち出し、民間企業からも引く手あまたとなっています。ハッキングや攻撃の防御、情報セキュリティ技術に関心がある方は、健全な場で腕を磨き、一人ではなくセキュリティ勉強会などで仲間を作り、コミュニティで自分の立ち位置を確認しながら学んでチャレンジしましょう。

4. 情報セキュリティマネジメントでは文系も活躍

企業の情報セキュリティ管理のためには、高度な技術力でソフトウェアやネットワークの弱いところに対応することだけでなく、全社の職場に必要な対策を検討し徹底するための情報セキュリティマネジメントも必要です。情報セキュリティのための機器やソフトウェアには投資が必要ですし、運用の人材も必要です。また、勝手なパソコンの持込禁止やアクセスできる Web サイトの限定など、現場に負担をかけることも沢山あります。これらとバランスしながら情報セキュリティ事故の発生をコントロールする、リスクマネジメントなのです。

また、情報セキュリティは、個人情報保護法、営業秘密を守る不正競争防止法など、関連する法律の知識も必要です。特に、個人情報保護の第三者認証である「プライバシーマーク」は、お客様や社会からの信用だけでなく、職場への個人情報保護法のコンプライアンスの仕組みとして有効です。更に、企業間の共同開発契約などでは、機密情報管理義務が必ずあります。これも情報セキュリティの必要な場面です。

このように、やはり、情報セキュリティは、企業法務とは密接に関係するのです。

新任教員の紹介

平成 30 年 10 月に新たに経営学部に着任された先生方をご紹介します。

【氏名】

沖野 光二（オキノ コウジ）＜経営学科・准教授＞

【研究テーマ】

統合報告および英国の会計制度

【自己紹介】

皆さん、初めまして。本年 10 月 1 日付けで着任し、財務会計論の分野の講義を担当致します。どうぞ宜しくお願いします。

ビジネスを行う上で必要な経営資源として、カネ（資金）、モノ（製品・商品と生産・販売設備）、ヒト（経営者と従業員）、情報システム、ブランド力の 5 つが考えられます。会計は、カネとモノの動きを貨幣金額で帳簿に記録して報告することですが、ヒト、情報システム、ブランド力、その他ビジネス・モデル（収益の獲得方法）やコーポレート・ガバナンス（統制方法）や自然環境の利用などは、非財務情報と位置付けられ、会計報告の財務諸表本体には挙がってきません。

投資はもとより就職の際に中期・長期的な視点に立って企業の動きを予測するためには、経営資源である非財務情報と利益額（財務情報）との関係性を説明できる必要があります。そのためにもどのような報告を行えば良いのか、一つのモデルとして統合報告が提唱されています。会計の理論や実務や限界について、皆さんと勉強して行ければと願っております。

【氏名】

福島 卓哉（フクシマ タクヤ）＜ビジネス法学科・専任講師＞

【研究テーマ】

公法学、行政法学、行政手続法

【自己紹介】

本年 10 月に経営学部に着任いたしました福島卓哉です。行政法学を専門にしています。

行政については、毎日ニュースや新聞・ネット等で目にする機会が多いと思います。警察官が不祥事を起こした、食中毒の危険のある食品を政府が販売禁止にした、公害の被害者が国に損害賠償を求めている等々…実はこうした行政活動の背後には必ず行政に関する法が存在します。

授業では、無数にわたる行政活動に共通の原理・原則、ルールを学んでいきます。また、こうした共通のルールができるまでの歴史・背景事情にも触れます。流行りのトピックを断片的に追いかけるよりも、行政の骨格、舞台裏を知っておくほうが、みなさんの将来に役立つのではないかと思います。

私の経歴について。しばらく札幌で生活していました。大阪の環境に早くなじむよう努めたいと思います。みなさんどうぞよろしく申し上げます。

[五十音順]

経営・ビジネス法研究会報告

■2018年度第1回 経営・ビジネス法研究会（2018年7月21日13時～）

【経営学部主催、経営・ビジネス法情報センター支援】

大学教育改革議論が盛んな現在、2本の報告を通して、改めて企業実務と大学教育の関係を考えました。

【第一報告】

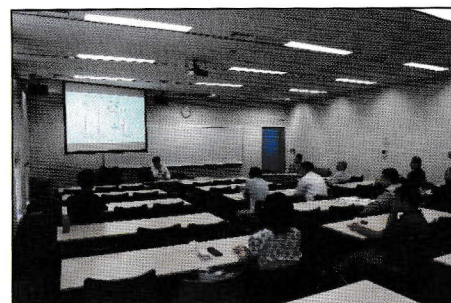
「企業実務の中から研究へ、そして教育へ」

外山 明（本学経営学部講師）

【第二報告】

「戦前高等商業学校が果たした役割—大学改革議論に示唆を得る」

長廣 利崇（和歌山大学経済学部准教授）



[コラム] 成年年齢の引下げ

民法は、成年者には独立かつ完全な行為能力を与える一方で、未成年者を制限行為能力者として、未成年者が親権者の同意なしに行った契約等を取り消せるとしています（未成年者取消権：民5条2項）。現在の民法では成年年齢は20歳とされています（民4条）。この規定は、明治9年太政官布告41号「自今満式拾年ヲ以テ丁年ト相定候」に由来するとされています（旧民法でも成年年齢は20歳とされています（人事編3条））。20歳とされた理由は明らかではないようですが、当時の日本人の平均寿命の短さ（約43歳！）や精神的成熟の早さを考慮したものとされています。当時の欧米諸国における成年年齢は21歳を採用するものが多く、日本の成年年齢は先進的だったのですが、現在ではほとんどの国で18歳が採用されています。2010年施行の「日本国憲法の改正手続に関する法律」（憲法改正国民投票法）では投票権が18歳以上の者に与えられ（法3条）、同時に、成年年齢の引下げ等も検討されることになりました（法附則3条1項）。そして、今年の6月30日に民法改正法が成立し、成年年齢の18歳への引下げが決定しました。改正法は2022年4月1日から施行されます。改正法施行後は、18歳・19歳の若者も自立した大人として、親の同意なしに様々な契約を締結することができるようになります。他方で、これらの者が結んだ契約を未成年者取消権で取り消すことができなくなることから、悪徳商法による消費者被害の拡大も懸念されることです。今後、より一層の消費者教育が求められます。

男女の婚姻（結婚）について、現行民法では、男性は18歳から婚姻できるのに対して女性は16歳からとなっており（民731条）、男女間で差が設けられています。男女の成熟度に違いがあることがその根拠とされていますが、合理性がないという強い批判にさらされてきました。そこで、高校等への進学率が98%を超えている今日では、婚姻をするには少なくとも18歳程度の社会的・経済的成熟が必要であるとの考慮の下で、改正法では、女性の婚姻適齢が18歳に引き上げられました。また、未成年者が婚姻する際に父母の同意を求める現行法の規定（民737条）は、成年年齢と婚姻適齢が一致（共に18歳）したことにより、改正法では削除されています。

さて、アルコールやタバコ、競馬等の公営競技の年齢制限については、成年年齢が18歳に引き下げられた後も、現在の20歳が維持されます。というのも、健康被害や依存症等が懸念されるからです。

[参考] 法務省のウェブサイト：http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html

[と或る民法学徒]

米澤穂信『氷菓』

経営学部3年 岩波 駿樹

(概要)

米澤穂信の著書『氷菓』は省エネをモットーにする主人公、折木が古典部での生活を送るにあたり、古典部の活動を通して繰り広げられる謎を解きながら、古典部部長である千反田えるが抱える叔父の過去を解き明かしていくものである。

(あらすじ)

姉からの手紙で古典部入部を決意し、折木は古典部の部室へと向かう。部室である地学講義室にたどり着き、職員室で借りた鍵で部室の鍵を開けた先には、千反田えるという女学生がいた。しかし鍵は一つしかなく、なぜ施錠された部室に入れたのか、施錠されていたのかはわからない。ここから折木は鍵がないと入れない施錠された教室になぜ入れたのか、教室の鍵がどうやって閉められたのか推理する。このようなことをきっかけに様々な事件に巻き込まれていく。これらの事件を解決させたことからある日、折木は千反田に呼び出される。呼び出された場所で千反田から関谷純という叔父が七年前に行方不明になり、法律的に死亡したと扱われ叔父の葬儀を営まれることとなることを聞かされる。叔父が千反田に伝えたかったことを胸に葬儀に臨みたいという思いを聞き、叔父が千反田に伝えたかったことを調べる協力をするという約束をする。そのころ文化祭で古典部の活動として文集制作を行うこととなったことから、古典部のメンバーは文集のバックナンバーを調べる。そこで叔父の伝えたかったことが古典部の文集に関わることであることを知る。しかし真実にせまる創刊号だけが欠けていたことから三十三年前に何が起こったのか、今年の文化祭で販売する文集のネタに出来ると考え、古典部は千反田の伯父に起こったことを調べることとなる。古典部のメンバーの資料から折木は三十三年前、文化祭縮小を計画していた学校側に対し、学生は反対し文化祭を縮小させないため、千反田の伯父がリーダーとして学生運動が起こっていたことを突き止める。学生運動の結果、文化祭縮小は免れたがその代償としてリーダーであった千反田の伯父、関谷純が『英雄』として退学となったと結論づけた。この推論が真実であると考えた古典部メンバーだったが、千反田は自信がなぜ泣いたのかわからないままであった。こうして関谷純になにが起こったのか、解決したに見えていたが姉に電話で氷菓という文集を作っていること、関谷純についてのことを話したが、姉から古典部ではカンヤ祭が禁句ということを知らされる。そこからまだ何か知らなければならないことがあることを知ったことから、隠された真実を導き出すというストーリーである。

(感想)

作品の内容が誰にでも起こるようなことで、実際にあったささやかな事件に基づくことであったことから大変読みやすい本であった。過去に自身に大きな影響を与えるような大きな出来事でも、時間が経てば曖昧な記憶になってしまう。そのときになにを感じたのかも忘れてしまうことは少し残念だと感じた。しかし忘れることで、その出来事を思い出したときに、当時感じたままではなく、また新しい感情を抱けるのではないだろうか。後から考えれば大したことではなかった事件でも、事件が起こったときにはとても大きなことで、人生を左右するようなものであったことを、思い出させてくれると同時に、実際にとても大きな事件であっても、時間が経てば何でもなかったように思わせてくれることも感じられた作品であった。

このようなことから普段抱えている不安や悩みなども、時間が解決してくれるものであり、本当は些細なものなのではないかと考えさせられた作品であった。資格の取得や就職活動など、将来への不安や悩みを抱き

やすい年代だからこそ是非とも読んでいただきたい作品である。

村田沙耶香『消滅世界』

経営学部3年 亀山 大樹

村田沙耶香の著書である「消滅世界」は人間の交配と妊娠の価値観が清潔な物へと変わってしまった、いわゆるディストピア文学と言える小説である。この小説の著者である村田沙耶香は作品の数々に問題意識を前提に描かれるセンセーショナルで刺激的な文体が特徴的であり、本著も例に漏れずそう言った彼女の作家としての技術をまざまざと見せつけられる事だろう。物語の主人公である坂口雨音は恋愛結婚した両親の性行為から生まれた女性である。作中の世界では夫婦間の交配は近親相姦とされ、この世界での古い慣習を妄信し娘に同様の生き方を迫る母に対して嫌悪感を覚えており成長した雨音は母に対しての嫌悪が益々勢いを増す形となり終いには母の作った料理でさえ「汚い」と感じてしまうようになってしまう。高校生になった雨音は母とは違うやり方で空想上のキャラクターに対して恋愛を行なっている樹里と出会い恋愛観に対して互いを尊重しながらもぶつかって行く事となる。私達の生きる世界とは全く違う恋愛観を持つ二人の口論は著者の現代社会の性のテーマに対する皮肉の強さが現れていて、この作品の魅力の一つでもあると言えるだろう。そうして遂に家族と言える物を手にした雨音は実験都市である千葉に移り住む事となるのだが、作中でのこの実験都市は私達の住む性価値観を完全に否定する物となる。家族や恋愛と言った概念が消滅し性別という壁すら消え失せ皆が平等に子供を出産し、産まれた子供に愛を与え育む姿はグロテスクと言った表現が順当に感じる程の物である。しかしこう言ったディストピア文学の根底にある陰謀や粛正、真実の隠蔽等は存在せず、登場人物達はただその環境を享受し、望んでその社会へと身を投じている。私はこの作品の本質はそこに実在する物だと考える。この作品の登場人物は作中で正しいとされる物に対しての価値観を求めているのであって正しいとされる物に対して妄信はしていないのである。物事に対して後ろ向きでも無ければ、人と接すれば胸の奥で何かを感じ、考える「人間」である彼等はきっと人間として生きていける場所を探しているのだろう。しかしそこで異質に感じられるのが本来、私達と同じ価値観を持つ雨音の母親である読者側からすれば雨音の母親の考えは至極当然の様に感じられるのだが、その正しさを強要し性行為と言う名のある種の呪いを雨音に掛けた母親は果たして読者から見て正しい行いだと言えるのだろうか。そうして読み解いて行くと雨音が幼い頃に母親に感じた「汚い」と言う嫌悪も私達はきっとどこかで思春期に感じた事のある物であり性における構成の一つと言う事が見えてくる。そう言った小さな違和感と正しさを奥深く味わいながら本著の最後の場面で雨音は答えを見つける。それは変質した価値観への屈服でも無く性に対する勝利でも無い。安易な清潔さと私達の知る人間味の混濁の中で彼女が招いた結果にきっと読者は戦慄させられる事だろう。私は本著を社会の欺瞞や遠くない日本の未来へ警鐘を鳴らす物では無く人間という一つのテーマに対する著者の空想実験であると考え。浅ましく不気味に描かれた清潔が支配する作中の世界は読者の予想を軽々しく超えなめらかに作中の内側へと読書を誘ってくれる事だろう。



平成30年度 「経営と法の融合」 講義一覧

【曜日時限】金曜日 2 限目 (10:45~12:15) 【教室】大隅キャンパス C 館 31 教室

春学期	月 日	担当者	所属学科	テーマ
1 回	2018 年 4 月 13 日	高原龍二	経営	コンプライアンスにアンケートは役立つか?
2 回	4 月 20 日	三島重顕	経営	部下を注意・指導する際に留意すべきこと
3 回	4 月 27 日	遠原智文	経営	グローバル化時代における日本中小製造企業
4 回	5 月 4 日	宮崎裕士	ビジネス法	租税法と会計との接点
5 回	5 月 11 日	太田一樹	経営	売れる仕組み作り：マーケティング・マネジメント
6 回	5 月 18 日	足代訓史	経営	「儲ける仕組み」の正当性：ビジネスモデルと法・規範
7 回	5 月 25 日	四條北斗	ビジネス法	ビジネスと刑事法
8 回	6 月 1 日	井形浩治	ビジネス法	経営学と法学の分岐と一致
9 回	6 月 8 日	小川悦史	経営	採用活動における現代的潮流
10 回	6 月 15 日	張又心バーバラ	経営	国際経営とリスクマネジメント
11 回	6 月 22 日	藤嶋 肇	ビジネス法	ガバナンスにおける株主総会の役割
12 回	6 月 29 日	尾身祐介	経営	M&A の意義と関連法制
13 回	7 月 6 日	芳賀麻誉美	経営	課題解決のためのマーケティングリサーチと統計学の利用
14 回	7 月 13 日	杉本俊介	経営	ビジネス倫理とは何か
15 回	7 月 20 日	田中健吾	経営	健康経営と産業保健心理学

【曜日時限】金曜日 2 限目 (10:45~12:15) 【教室】大隅キャンパス C 館 31 教室

秋学期	月 日	担当者	所属学科	テーマ
1 回	9 月 21 日	林田 修	経営	法と経済学の基礎：「コースの定理」って何
2 回	9 月 28 日	江島由裕	経営	中小企業の潜在力：たかが中小企業、されど中小企業
3 回	10 月 5 日	田畑嘉洋	ビジネス法	契約とは何か — 意思に基づく関係構築について —
4 回	10 月 12 日	眞島宏明	ビジネス法	ビジネス法としての知的財産法
5 回	10 月 19 日	石原庸博	経営	統計的モデリングと「経営と法」への応用
6 回	11 月 2 日	森田公之	経営	契約の経済学
7 回	11 月 9 日	外山 明	経営	ものづくりの現場における法的要求事項
8 回	11 月 16 日	古賀敬作	ビジネス法	租税法の複眼思考 — 民商法との関係の基礎理解 —
9 回	11 月 30 日	高 瑞紅	経営	協同戦略及びその諸リスク
10 回	12 月 7 日	本田良巳	経営	我が国における国際会計基準の導入に向けて
11 回	12 月 14 日	佐古麻里	ビジネス法	所得税の源泉徴収制度と企業経営
12 回	12 月 21 日	本間利通	経営	組織行動論とコストベネフィット
13 回	2019 年 1 月 11 日	橋谷聡一	ビジネス法	不動産投資ビジネスと法
14 回	1 月 18 日	藤澤宏樹	ビジネス法	働く人と社会保障
15 回	1 月 25 日	大森孝造	経営	資産運用ビジネスと金融経済理論

ビジネス法学科ジャーナルでは、経営学部教員の方からの掲載原稿を募集しています。
テーマ・内容等については編集長 (y-tabata@osaka-ue.ac.jp) にご相談ください。